

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日発行)

目 次

◇ 告 示 保険薬局の指定の辞退(保険課)

土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)
漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての
適否の決定(水産課)

土地収用法による事業の認定(二件)(管理課)

都市計画法第六十六条による告示(都市計画課)

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止(会計課)

収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更(〃)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 正 誤 平成六年七月二十九日付鳥取県告示第五百七十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第九十四号

保険薬局の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年

政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
福本薬局	鳥取市末広温泉町一五九―一	平成八年三月六日

鳥取県告示第九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 坂 本 嗣 雄 八頭郡八東町大字日田七四三
- 〃 中 林 恒 夫 八頭郡八東町大字南二九六
- 〃 清 水 忠 司 八頭郡八東町大字徳丸一二四―一
- 〃 加 藤 正 男 八頭郡八東町大字皆原八一
- 〃 豊 口 茂 八頭郡八東町大字茂田一三三二
- 〃 白 岩 博 親 八頭郡八東町大字小別府四七〇
- 〃 小 林 義 正 八頭郡八東町大字新興寺一四〇
- 〃 遠 藤 克 之 八頭郡八東町大字安井宿一〇九三
- 〃 西 川 博 昭 八頭郡八東町大字日下部一八〇

〃 木原 剛嗣 八頭郡八東町大字日下部五五八
 〃 小椋 斌弘 八頭郡八東町大字徳丸四四八
 〃 守部 伊佐雄 八頭郡八東町大字東一二七
 〃 橋本 節夫 八頭郡八東町大字横田一三六
 平成七年十二月二十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 以後 博幸 八頭郡八東町大字日田五九九一三
 〃 小椋 斌弘 八頭郡八東町大字徳丸四四八
 〃 清水 忠司 八頭郡八東町大字徳丸一二四一
 〃 加藤 正男 八頭郡八東町大字皆原八一
 〃 守部 伊佐雄 八頭郡八東町大字東一二七
 〃 保木本 勝人 八頭郡八東町大字横田一二二一四
 〃 小林 義正 八頭郡八東町大字新興寺一四〇
 〃 桂木 伸吉 八頭郡八東町大字安井宿一〇七三
 〃 西川 博昭 八頭郡八東町大字日下部一八〇
 〃 岸田 治 八頭郡八東町大字日下部八〇六
 監事 太田 淳一 八頭郡八東町大字南二二三三
 〃 豊口 茂 八頭郡八東町大字茂田一三二一
 〃 田中 敦人 八頭郡八東町大字小別府三六七
 平成七年十二月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、
 のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同
 条第十七項の規定により告示する。

平成八年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 中谷 俊義 八頭郡佐治村大字高山九八
 〃 谷口 賢一 八頭郡佐治村大字津野三六五
 〃 鍵本 順一 八頭郡佐治村大字刈地二七〇
 〃 西尾 憲一 八頭郡佐治村大字加瀬木一三三四
 〃 西尾 幸一郎 八頭郡佐治村大字津無四七一
 〃 山本 達夫 八頭郡佐治村大字加茂六七五
 〃 谷本 善太郎 八頭郡佐治村大字森坪四一
 〃 森田 晃憲 八頭郡佐治村大字大井六〇六一
 〃 中島 早夫 八頭郡佐治村大字古市一八六一
 〃 藤岡 重勝 八頭郡佐治村大字葛谷一三七一一
 〃 岡村 末廣 八頭郡佐治村大字岩谷一二五
 〃 中谷 禎治 八頭郡佐治村大字高山五六
 〃 前田 一男 八頭郡佐治村大字津無一〇九
 〃 山根 兵太郎 八頭郡佐治村大字大井二〇一
 〃 竹村 美好 八頭郡佐治村大字森坪二七〇一一
 監事 長谷 英俊 八頭郡佐治村大字古市一六五
 〃 谷口 克利 八頭郡佐治村大字津野二四四
 〃 下石 讓 八頭郡佐治村大字畑二三八
 平成七年八月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 中谷 俊義 八頭郡佐治村大字高山九八

- 〃 谷口賢一 八頭郡佐治村大字津野三六五
 - 〃 鍵本順一 八頭郡佐治村大字刈地二七〇
 - 〃 西尾憲一 八頭郡佐治村大字加瀬木一三三四
 - 〃 西尾幸一郎 八頭郡佐治村大字津無四七一
 - 〃 山本達夫 八頭郡佐治村大字加茂六七五
 - 〃 谷本善太郎 八頭郡佐治村大字森坪四一
 - 〃 森田晃憲 八頭郡佐治村大字大井六〇六一
 - 〃 中島早夫 八頭郡佐治村大字古市一八六一
 - 〃 藤岡重勝 八頭郡佐治村大字葛谷二三七一二
 - 〃 岡村末廣 八頭郡佐治村大字蕃谷二二五
 - 〃 中谷禎治 八頭郡佐治村大字高山五六
 - 〃 山根兵太郎 八頭郡佐治村大字大井二〇一
 - 〃 竹村美好 八頭郡佐治村大字森坪二七〇一
 - 〃 西尾文雄 八頭郡佐治村大字津無六六
 - 〃 監事 長谷英俊 八頭郡佐治村大字古市一六五
 - 〃 谷口克利 八頭郡佐治村大字津野二四四
 - 〃 下石 讓 八頭郡佐治村大字畑二三八
- 平成七年八月三十一日就任 任期三年

鳥取県告示第九十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成八年二月二十日

加入区	鳥取県知事 西 尾 邑 次
漁業の区分	漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業

鳥取県告示第九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称 米子市
- 二 事業の種類 農業集落排水事業成実第一地区污水处理施設建設事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 米子市奥谷字代官田地内
 - 2 使用の部分 なし
 - 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 米子市加茂町一丁目一 米子市役所

鳥取県告示第九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定を

したので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

郡家町

二 事業の種類

農業集落排水事業大御門処理区処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡郡家町大字西御門字高岩地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

八頭郡郡家町大字郡家四九三

郡家町役場

鳥取県告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・五・九号東中学校公園線及び三・六・一号河原町宮川

町線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地

1 収用の部分

変更する部分 倉吉市湊町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第百一号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成八年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
平成八年二月十八日	倉吉市明治町一〇三三一	株式会社山陰合同銀行倉吉中央支店

鳥取県告示第百二号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成八年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小売りさばき人の名称 株式会社山陰合同銀行 米子中央出張所	変更事項 売りさばき場所	変更前 米子市角盤町二丁目 一一五	変更後 米子市富士見町二丁目 一一二	変更年月日 平成八年二月十九日
-------------------------------------	-----------------	-------------------------	--------------------------	--------------------

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

平成八年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成八年二月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 日時 平成八年二月二十三日(金) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 三 議題 鳥取県選挙管理委員会委員の補欠について

正 誤

平成六年七月二十九日付鳥取県告示第五百七十八号(鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
三 下 十六 成美支所 成実支所